

主 文

1 被告は、別紙原告一覧表1の原告番号1、3、4、6ないし17の各原告に対し、同別紙の上記各原告に対応する「請求額合計」欄の各金員及びこれに対する平成31年3月31日から支払済みまで年5分の割合
5 による各金員を支払え。

2 被告は、別紙原告一覧表2の原告番号1ないし4、6ないし14の各原告に対し、同別紙の上記各原告に対応する「請求額合計」欄の各金員及びこれに対する平成31年3月31日から支払済みまで年5分の割合
による各金員を支払え。

10 3 被告は、別紙原告一覧表3の原告番号1、2、4ないし6の各原告に対し、同別紙の上記各原告に対応する「請求額合計」欄の各金員及びこれに対する平成31年3月31日から支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

15 4 被告は、別紙原告一覧表4の原告番号1の原告に対し、同別紙「請求額合計」欄の金員及びこれに対する平成31年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、被告の負担とする。

6 この判決は1ないし4項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求の原因

別紙「請求の原因」のとおり。ただし、「被告株式会社西山ファーム」とあるのを「訴外株式会社西山ファーム」、「被告A株式会社」とあるのを「訴外
25

A株式会社」、「被告B」とあるのを「訴外B」、「被告C」とあるのを「訴外C」、「被告ら」とあるのを「被告D」と読み替える。

2 請求の原因に対する認否

被告は、適式な呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

第3 当裁判所の判断

1 被告は、請求原因第1ないし第5の事実を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

上記請求原因事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件各スキームが、違法かつ破綻必至であって、これに関与することにより原告らが多大な損害を受けることを知り又は容易に知り得たにもかかわらず、そのような本件各スキームを構築し実行して原告らから資金調達を行っていたもので、原告らに対し不法行為責任を負うものと認められ、これにより、原告らはそれぞれ請求原因第5記載のとおり損害を受けたといえることができる。

2 以上によれば、原告らの請求は全て理由があり、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第11民事部

裁判長裁判官 土 井 文 美

裁判官 奥 田 達 生

裁判官 高 矢 輝 乃

(別紙の掲載省略)